

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年2月25日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第2号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 紀南環境広域施設組合職員の分限に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年紀南環境広域施設組合条例第 号)第18条に規定する基本報酬の額)」を加える。

(紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員(」の次に「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年紀南環境広域施設組合条例第 号)の適用を受ける者、」を加える。

第5条第2項中「第24条に規定する職員以外の」を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。